

新旧対照表

○北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則

新	旧
<p><u>(隔離ほ場の要件)</u></p> <p><u>第1条の2 条例第2条第3号の規則で定める隔離ほ場は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる設備を有すること。</u></p> <p><u>ア フェンスその他の部外者の立入りを防止するための囲い</u></p> <p><u>イ 隔離ほ場であること及び部外者は立入禁止であること並びに管理責任者が選任された場合にあつてはその氏名が記載され、見やすいところに掲げられた標識</u></p> <p><u>ウ 隔離ほ場で使用した機械又は器具、隔離ほ場で作業に従事した者の靴等に付着した遺伝子組換え作物を洗浄する設備その他の遺伝子組換え作物が隔離ほ場の外に意図せず持ち出されることを防止するための設備</u></p> <p><u>エ 防風林、防風網その他の花粉（隔離ほ場において栽培する遺伝子組換え作物が木本である場合にあつては、花粉及び種子。以下同じ。）の飛散を抑制させるための設備（花粉の広範な拡散が想定される遺伝子組換え作物を栽培する場合に限る。）</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる事項を遵守するための作業要領を定めていること。</u></p> <p><u>ア 除雄、摘果又は袋掛けその他遺伝子組換え作物の花粉の飛散を防止するための措置を講ずること（隔離ほ場において栽培する遺伝子組換え作物が木本である場合に限る。）。</u></p> <p><u>イ 遺伝子組換え作物及びその比較対象とされる植物以外の植物の隔離ほ場内における生育を最小限に抑えること。</u></p> <p><u>ウ 遺伝子組換え作物及び隔離ほ場内で栽培した遺伝子組換え作物以外の植物であつて当該遺伝子組換え作物との区別がつきにくいもの（以下「遺伝子組換え作物等」という。）を隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、遺伝子組換え作物等の漏出を防止すること。</u></p> <p><u>エ ウに規定する場合を除き、遺伝子組換え作物等の栽培が終了した後は、当該遺伝子組換え作物等を隔離ほ場内において不活化すること。</u></p> <p><u>オ 隔離ほ場で使用した機械又は器具、隔離ほ場で作業に従事した者の靴等に付着した遺伝子組換え作物等が隔離ほ場の外に意図せず持ち出されることを防止すること。</u></p> <p><u>カ 前号に掲げる設備が本来有する機能が十分に発揮されることを保持すること。</u></p> <p><u>キ イからカまで(隔離ほ場において栽培する</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>遺伝子組換え作物が木本である場合にあっては、アからカまで）に掲げる事項を遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ議定書担保法」という。）第2条第5項に規定する第一種使用等（以下「第一種使用等」という。）を行う者に遵守させること。</u></p> <p><u>ク 花粉が拡散する範囲内に影響を受ける可能性のある野生動植物等が生育又は生息している場合は、その範囲を含む範囲内においてモニタリング（第一種使用等による野生動植物等への影響の有無及び影響がある場合におけるその具体的な内容についての調査をいう。）を実施すること。</u></p> <p><u>ケ カルタヘナ議定書担保法第3条第1号に規定する生物多様性影響（以下「生物多様性影響」という。）のおそれがあると認められたときにあらかじめ定めた生物多様性影響を効果的に防止するための措置を確実に講ずること。</u></p>	
<p>（開放系一般栽培の許可の申請）</p>	<p>（開放系一般栽培の許可の申請）</p>
<p>第3条 条例第5条第1項の申請書は、別記第1号様式とする。</p>	<p>第3条 条例第5条第1項の申請書は、別記第1号様式とする。</p>
<p>2 条例第5条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 管理責任者の住所、氏名及び電話番号</p> <p>(2) 栽培しようとする遺伝子組換え作物に係る<u>カルタヘナ議定書担保法第4条第1項の承認、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づく安全性審査及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）第3条第1項の規定に基づく安全性に関する確認の状況</u></p> <p>(3) 種子又は種苗の入手、管理及び運搬の方法</p> <p>(4) 当該開放系一般栽培に係る作業の方法</p> <p>(5) 当該開放系一般栽培に係る作業に必要な機械、器具及び設備（以下「機械器具類」という。）並びに施設の現況並びに資金の収支の計画</p> <p>(6) 収穫物の運搬、管理、出荷及び使用の方法</p> <p>(7) 当該開放系一般栽培が終了した後の当該ほ場等の使用の方法</p> <p>(8) 当該開放系一般栽培の管理に係る体制</p> <p>(9) 緊急時における対応の方法</p>	<p>2 条例第5条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 管理責任者の住所、氏名及び電話番号</p> <p>(2) 栽培しようとする遺伝子組換え作物に係る<u>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ議定書担保法」という。）第4条第1項の承認、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づく安全性審査及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）第3条第1項の規定に基づく安全性に関する確認の状況</u></p> <p>(3) 種子又は種苗の入手、管理及び運搬の方法</p> <p>(4) 当該開放系一般栽培に係る作業の方法</p> <p>(5) 当該開放系一般栽培に係る作業に必要な機械、器具及び設備（以下「機械器具類」という。）並びに施設の現況並びに資金の収支の計画</p> <p>(6) 収穫物の運搬、管理、出荷及び使用の方法</p> <p>(7) 当該開放系一般栽培が終了した後の当該ほ場等の使用の方法</p> <p>(8) 当該開放系一般栽培の管理に係る体制</p> <p>(9) 緊急時における対応の方法</p>
<p>3 条例第5条第2項の規則で定める書類は、次</p>	<p>3 条例第5条第2項の規則で定める書類は、次</p>

新	旧
<p>に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 当該遺伝子組換え作物に係るカルタヘナ議定書担保法第4条第1項に規定する第一種使用規程（以下「第一種使用規程」という。）及び同条第2項に規定する生物多様性影響評価書（以下「生物多様性影響評価書」という。）</p> <p>(2) 次に掲げる施設の見取図並びにその構造及び規模を示す図面</p> <p>ア 種子又は種苗を管理するための施設</p> <p>イ 当該開放系一般栽培に係る作業に使用する機械器具類を管理するための施設</p> <p>ウ 機械器具類並びに当該開放系一般栽培に係る作業に従事する者の衣類及び靴を洗浄し、及び清掃するための施設</p> <p>エ 収穫物を管理するための施設</p> <p>(3) 機械器具類の構造を示す書類</p> <p>(4) ほ場等に係る土地の登記事項証明書</p> <p>(5) 前号の土地に係る所有権を有していないときは、その土地を使用する権原を証する書類</p> <p>(6) 第4号の土地において開放系一般栽培を行うに当たり、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書類又は受ける見込みに関する書類</p> <p>(7) 申請者の資産の状況を確認できる書類（法人にあっては、最近の事業年度の財産目録及び貸借対照表）</p> <p>(8) 法人にあっては、定款、寄附行為、規約その他法人の目的、組織及び運営の方法を示す書類並びに当該法人の登記事項証明書</p>	<p>に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 当該遺伝子組換え作物に係るカルタヘナ議定書担保法第4条第1項に規定する第一種使用規程（以下「第一種使用規程」という。）及び同条第2項に規定する生物多様性影響評価書（以下「生物多様性影響評価書」という。）</p> <p>(2) 次に掲げる施設の見取図並びにその構造及び規模を示す図面</p> <p>ア 種子又は種苗を管理するための施設</p> <p>イ 当該開放系一般栽培に係る作業に使用する機械器具類を管理するための施設</p> <p>ウ 機械器具類並びに当該開放系一般栽培に係る作業に従事する者の衣類及び靴を洗浄し、及び清掃するための施設</p> <p>エ 収穫物を管理するための施設</p> <p>(3) 機械器具類の構造を示す書類</p> <p>(4) ほ場等に係る土地の登記事項証明書</p> <p>(5) 前号の土地に係る所有権を有していないときは、その土地を使用する権原を証する書類</p> <p>(6) 第4号の土地において開放系一般栽培を行うに当たり、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書類又は受ける見込みに関する書類</p> <p>(7) 申請者の資産の状況を確認できる書類（法人にあっては、最近の事業年度の財産目録及び貸借対照表）</p> <p>(8) 法人にあっては、定款、寄附行為、規約その他法人の目的、組織及び運営の方法を示す書類並びに当該法人の登記事項証明書</p>